平成２９年（フ）第２１７号
静岡県浜松市南区三和町870番地の１ハイタウン・ルーブル106号室
債務者　伊藤　維俊
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５１８９号
東京都豊島区西巣鴨３丁目10―１　オティアス623　203号
債務者　手塚　雄二
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５４号
東京都小平市栄町３丁目18番32号栄コーポ202号
債務者　鈴木　博之
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４８号
栃木県宇都宮市竹林町309番地１　浜野マンション103号室
債務者　高野　明彦
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２４９号
横浜市金沢区六浦東１丁目６番10―506号
債務者　佐藤　幸雄
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６６号
神奈川県大和市福田2382番地１　ダイアパレスアンジェロ桜ケ丘801号
債務者　小林　正彦
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４４４号
横浜市磯子区滝頭２丁目５番18号　コーポ井戸201号
債務者　皆川　忠
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４４６号
横浜市金沢区寺前１丁目９番３号　竹内マンション402
債務者　柳下　有紀
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４５５号
横浜市港北区日吉本町４丁目10番Ｄ―305号
債務者　原　文子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４５７号
横浜市保土ケ谷区岩間町１丁目９番地11
債務者　小俣　勝巳
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４６３号
神奈川県綾瀬市寺尾西１丁目10番７号　サンハイツＢ201
債務者　阪井　涼
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４７５号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根398番地８
債務者　関谷　将成
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４８２号
横浜市港北区綱島東１丁目16番24―102号
債務者　本田　齊兒
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４８４号
横浜市港南区大久保１丁目13番３号　エステートピア由澤203
債務者　坂元　達也
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４２３号
横浜市金沢区富岡東５丁目９番１号　大富マンション103
債務者　清宮　伸一
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部